

令和3年11月5日

株式会社キッズライン
代表取締役社長 岡本 香保子 殿

公益社団法人全国保育サービス協会
会長 草川 功

令和3年7月10日に発生した虐待疑い事案に対する対応について

令和3年10月22日に開催した臨時ベビーシッター派遣事業割引券等取扱事業者審査・点検委員会において、株式会社キッズラインよりなされた当該事案に関する報告及び説明を基に、本件に対する対応を次のとおりとする。

1. 以下の措置を命ずる。

ベビーシッター派遣事業に係る新規契約の停止（特定の日以降に利用者登録をした者に対して、割引券を使用したシッティングを行わないこと）及び割引券使用に係るベビーシッターの新規登録の停止。

〈理由〉

令和3年6月1日付の再認定の際に付した再認定の条件として「2. 報告が必要となる事案が発生した場合には、速やかに当協会に連絡の上、その指示に従うこと。」としたところである。

今回の事案は、割引券の対象シッティングではないとのことであるが、既に7月10日に発生し、本事案に関する対応が相当に進んでいたにもかかわらず、その後、7月27日に開催された第3回審査・点検委員会において、貴社からの再発防止策等の状況説明・報告が重要な議題であったところ、本事案について全く報告がなされなかったことを重視しなければならない。10月になり映像がSNS上で拡散されたことにより10月10日に報告してきたことは、再認定の条件の主旨に反するものである。

また、本事案は、子どもの命にかかわる重大な懸念事案と思われるところ、キッズライン社内における保育リスクの認識が不十分であると思われることや、事案発生後の児童の状況確認が十分に行われていないことなどを総合的に判断し、今回の対応を命ずるものである。

〈根拠〉

「ベビーシッター派遣事業実施要綱」第5の1(18)

2. 上記取扱いについては、令和3年11月20日からとする。
なお、再発防止策の実施状況の報告がなされ、適切な対策を講じたことが確認された場合には、停止措置を解除する。
3. 要請事項
 - ① 本件と同様の事案が発生しないよう再発防止策を実施するとともにその実施状況を速やかに報告すること。
 - ② 現地調査を要請した場合は、速やかにこれに応じること。
 - ③ 本措置について、利用者に十分に周知し、措置内容に応じた適切な運用を行うこと。

以上